

令和6年かすみがうら市議会第3回定例会

市長提出議案概要書

令和6年8月27日

かすみがうら市

## 目 次

### ○ 報告〔 4 件 〕

報告第 7 号	令和 5 年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告について	1
報告第 8 号	令和 5 年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足 比率について	2
報告第 9 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	3
報告第 10 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	4

### ○ 条例に関する議案〔 3 件 〕

議案第 48 号	かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定に ついて【一部改正】	5~6
議案第 49 号	かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制 定について【一部改正】	7
議案第 50 号	かすみがうら市都市公園等の設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例の制定について【一部改正】	8

### ○ 予算に関する議案〔 5 件 〕

議案第 51 号	令和 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）	9~15
議案第 52 号	令和 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	16

議案第 53 号	令和 6 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	……………	17
議案第 54 号	令和 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	……………	18~19
議案第 55 号	令和 6 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	……………	20

### ○ 決算に関する議案〔 7 件 〕

議案第 56 号	令和 5 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定につ いて	……………	21
議案第 57 号	令和 5 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決 算の認定について	……………	22
議案第 58 号	令和 5 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算の認定について	……………	23
議案第 59 号	令和 5 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の 認定について	……………	24
議案第 60 号	令和 5 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について	……………	25
議案第 61 号	令和 5 年度かすみがうら市下水道事業会計決算の認定につい て	……………	26
議案第 62 号	令和 5 年度土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合一般 会計歳入歳出決算の認定について	……………	27

### ○ その他の議案〔 1 件 〕

議案第 63 号	茨城租税債権管理機構規約の変更について	……………	28
----------	---------------------	-------	----

報告第7号	令和5年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告について
-------	-----------------------------

1 要 旨

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、令和5年度かすみがうら市一般会計継続費の精算を報告するもの

2 内 容

(1) 教育費

ア 下稻吉中学校屋内運動場整備事業

[ 市長公室：政策経営課 ]

報告第 8 号	令和 5 年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について
---------	-------------------------------------

1 要 旨

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付し、報告するもの

2 内 容

(1) 健全化判断比率 (単位：%)

比率区分	令和 5 年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	1 3 . 1 2	2 0 . 0
連結実質赤字比率	—	1 8 . 1 2	3 0 . 0
実質公債費比率	8 . 9	2 5 . 0 0	3 5 . 0
将来負担比率	5 6 . 9	3 5 0 . 0 0	/

(2) 資金不足比率 (単位：%)

会計の名称	令和 5 年度決算	経営健全化基準
水道事業会計	—	2 0 . 0
下水道事業会計	—	2 0 . 0

[ 市長公室：政策経営課 ]

報告第9号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉
-------	----------------------------------

1 要 旨

消防用ホース乾燥中の事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するもの

2 内 容

- (1) 相手方 かすみがうら市在住の個人
- (2) 示談内容
  - ・過失割合 かすみがうら市 100%：相手方 0%
  - ・損害賠償額 かすみがうら市 106,205円  
相手方 0円
- (3) 事故の内容 乾燥中の消防用ホースが強風に煽られ、隣接する個人宅屋根に接触し瓦を破損させた。
- (4) 事故発生場所



3 専決処分日

令和6年6月11日

[ 消防本部：消防総務課 ]

報告第10号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉
<p>1 要 旨</p> <p>マイナンバーカードの申請手続の未処理による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 相手方 かすみがうら市在住の個人5名（同一世帯）</p> <p>(2) 示談内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過失割合 かすみがうら市 100%：相手方 0%</li> <li>・損害賠償額 かすみがうら市 100,000円</li> <li style="padding-left: 150px;">相手方 0円</li> </ul> <p>(3) 事故の内容 かすみがうら市は相手方から提出されたマイナンバーカード申請書及び顔写真のデータを適正に処理しなかったため、相手方はマイナンバーカードを取得できず、マイナポイントを申請することができなかった。</p> <p>3 専決処分日</p> <p>令和6年8月15日</p> <p style="text-align: right;">〔 市民部：市民課 〕</p>	

議案第48号	かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>行政組織機構のスリム化、重要な行政課題に効率的に対応できる体制の整備及び不適切な事務処理の再発防止に向けて、行政組織機構の一部見直しを図るため、関係条例の一部を改正するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 組織数（消防組織を除く）</p> <p>〔現 行〕 10 部局</p> <p>〔見直し後〕 8 部局</p> <p>(2) 部の再編</p> <p>ア 管理部門の一元化を図るため、市長公室と総務部を再編し、「総務企画部」を新設する。</p> <p>イ 建設・都市建設部門の連携強化を図るため、上下水道部を都市建設部に統合する。</p> <p>ウ 会計課と検査管財課の契約・検査担当を再編し「会計事務局」を新設する。</p> <p>エ 農業委員会事務局を部から課に変更する。</p> <p>(3) 事務分掌の移管</p> <p>ア 防災に関する事務、住居表示に関する事務及び市税の賦課徴収に関する事務を「総務部」から「市民部」に移管する。</p> <p>イ 国民年金に関する事務、国民健康保険に関する事務、後期高齢者医療に関する事務及び医療福祉に関する事務を「市民部」から「保健福祉部」に移管する。</p>	

(4) 千代田出張所の設置

ア 千代田出張所を千代田コミュニティセンター内（中志筑 2 1 1 2 番地）に設置する。

(5) かすみがうら市福祉事務所の位置の変更

ア かすみがうら市福祉事務所を千代田庁舎内（上土田 4 6 1 番地）から中央庁舎内（下稲吉 2 6 3 3 番地 1 9）に変更する。

(6) 行政組織機構の一部見直しに伴う関係条例の改正

ア かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年かすみ  
がうら市条例第 4 6 号）

イ かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条  
例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 1 4 4 号）

ウ かすみがうら市特別職報酬等審議会条例（平成 1 7 年かすみ  
がうら市条例第 1 5 5 号）

3 施行年月日

令和 7 年 4 月 1 日

ただし、かすみがうら市福祉事務所の位置の改正に関する規定は、規則  
で定める日から施行

[ 市長公室：政策経営課 ]

議案第49号	かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、国民健康保険法において所要の改正がされることから、条例の一部を改正するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 罰則規定の見直し(第18条関係)</p> <p>ア 被保険者証廃止に伴い、保険税を滞納している世帯主に対する被保険者証の返還命令が不要となることから、当該命令に応じない場合の罰則自体も不要となるため、該当部分を削除するもの</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和6年12月2日</p> <p style="text-align: right;">〔 市民部：国保年金課 〕</p>	

議案第50号	かすみがうら市都市公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>かすみがうら市公共施設等マネジメント計画第1期実行計画において、公園としての機能廃止に位置付けられている第2常陸野公園の有効活用と周辺地域活性化を図り、新たな民間活力を導入し利活用するため、この条例を制定するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 別表から第2常陸野公園の項を削除するもの</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日から施行</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：都市整備課 〕</p>	

議案第51号	令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）
--------	---------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億1千630万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ188億516万5千円とするもの

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	2,824,701	14,654	2,839,355
県支出金	1,464,177	53,944	1,518,121
繰入金	790,289	8,120	798,409
繰越金	138,736	40,961	179,697
諸収入	294,350	24	294,374
市債	1,291,600	98,600	1,390,200
歳入合計	18,588,862	216,303	18,805,165

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
議会費	138,873	1,839	140,712
総務費	2,844,848	4,646	2,849,494
民生費	6,792,181	26,959	6,819,140
農林水産業費	690,721	42,675	733,396
商工費	432,334	13,503	445,837
土木費	1,574,947	10,056	1,585,003
消防費	971,435	104,704	1,076,139
教育費	1,788,132	11,921	1,800,053
歳出合計	18,588,862	216,303	18,805,165

## (3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 議会費の事業費		
職員等人件費	1,839	総務課
イ 総務費の事業費		
文書法制に要する経費	917	総務課
企画調整に要する経費	1,599	政策経営課
基幹系電算システム管理に要する経費	275	情報政策課
千代田コミュニティセンター管理に要する経費	1,465	地域コミュニティ課
収入未済額縮減対策に要する経費	△3,429	納税課
職員等人件費	1,273	総務課
戸籍事務に要する経費	2,337	市民課
住民基本台帳事務に要する経費	209	市民課
ウ 民生費の事業費		
要援護高齢者等対策に要する経費	13	介護長寿課
長寿社会づくりに要する経費	12,450	介護長寿課
居宅介護サービス等利用者助成に要する経費	110	介護長寿課
介護保険特別会計繰出に要する経費	601	介護長寿課
職員等人件費	52	総務課
医療福祉に要する経費	180	国保年金課
国民健康保険特別会計繰出に要する経費	2,138	国保年金課
後期高齢者医療保険特別会計繰出に要する経費	1,380	国保年金課
母子父子福祉に要する経費	2,040	子育て支援課

ウ 民生費の事業費		
職員等人件費	1,315	総務課
保育所一般事務に要する経費	28	子育て支援課
やまゆり保育所管理運営に要する経費	489	やまゆり保育所
放課後児童健全育成に要する経費	4,179	大塚児童館
生活保護等総務事務に要する経費	1,984	社会福祉課
エ 農林水産業費の事業費		
米政策推進に要する経費	42,675	農林水産課
オ 商工費の事業費		
職員等人件費	2,435	総務課
商工振興に要する経費	1,120	地域未来投資推進課
創業支援に要する経費	7,000	地域未来投資推進課
農村環境改善センター管理運営に要する経費	2,948	観光課
カ 土木費の事業費		
河川維持管理に要する経費	9,000	道路課
都市計画調整に要する経費	1,056	都市整備課
キ 消防費の事業費		
常備消防に要する経費	99,704	消防総務課
災害対策に要する経費	5,000	危機管理課
ク 教育費の事業費		
教育委員会事務局運営に要する経費	2,694	学校教育課
職員等人件費	9,227	総務課
〔 市長公室：政策経営課 〕		

## 令和6年度 一般会計補正予算第5号 R060903第3回定例会

No	事業	内 容	単 位：千円
1	文書法制に要する経費		917
		通信運搬費	917
2	企画調整に要する経費		1,599
		有識者謝礼	96
		国庫補助金等返還金	1,503
3	基幹系電算システム管理に要する経費		275
		標準化・共通化システム改修業務委託	275
4	千代田コミュニティセンター管理に要する経費		1,465
		消耗品費	74
		電話回線移転工事	1,391
5	収入未済額縮減対策に要する経費		△3,429
		通信運搬費	564
		手数料	△3,993
6	戸籍事務に要する経費		2,337
		通信運搬費	8
		戸籍システム賃貸借補償	2,329
7	住民基本台帳事務に要する経費		209
		通信運搬費	209
8	要援護高齢者等対策に要する経費		13
		通信運搬費	13

No	事業	内 容	単位：千円
9	長寿社会づくりに要する経費		12,450
		地域医療介護総合確保基金事業補助金	12,450
10	居宅介護サービス等利用者助成に要する経費		110
		通信運搬費	110
11	介護保険特別会計繰出に要する経費		601
		介護保険特別会計繰出金	601
12	医療福祉に要する経費		180
		通信運搬費	180
13	国民健康保険特別会計繰出に要する経費		2,138
		国民健康保険特別会計繰出金	2,138
14	後期高齢者医療保険特別会計繰出に要する経費		1,380
		後期高齢者医療特別会計繰出金	1,380
15	母子父子福祉に要する経費		2,040
		高等職業訓練促進給付金	2,040
16	保育所一般事務に要する経費		28
		通信運搬費	28
17	やまゆり保育所管理運営に要する経費		489
		不動産鑑定業務委託	489
18	放課後児童健全育成に要する経費		4,179
		通信運搬費	15
		児童クラブ運営備品	4,164

No	事業	内 容	単位：千円
19	生活保護等総務事務に要する経費		1,984
		印刷製本費	83
		生活保護システム改修委託	1,901
20	米政策推進に要する経費		42,675
		水田利活用推進事業助成金	42,675
21	商工振興に要する経費		1,120
		イベント出展料	1,120
22	創業支援に要する経費		7,000
		創業支援事業費補助金	7,000
23	農村環境改善センター管理運営に要する経費		2,948
		修繕料	403
		登記測量業務委託	2,475
24	河川維持管理に要する経費		9,000
		修繕料	9,000
25	都市計画調整に要する経費		1,056
		木造住宅耐震診断士派遣事業業務委託	1,056
26	常備消防に要する経費		99,704
		審査員謝礼	66
		消防庁舎整備設計委託	99,638
27	災害対策に要する経費		5,000
		茨城県単急傾斜地崩壊対策事業負担金	5,000

No	事業	内 容	単位：千円
28	教育委員会事務局運営に要する経費		2,694
		修繕料	189
		施設管理用備品	2,505
	合 計		216,303

※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

議案第52号	令和6年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
--------	---------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ213万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ41億917万7千円とするもの

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
繰入金	383,109	2,138	385,247
歳入合計	4,107,039	2,138	4,109,177

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	54,684	1,878	56,562
保健事業費	56,646	260	56,906
歳出合計	4,107,039	2,138	4,109,177

(3) 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
一般管理に要する経費	1,222	国保年金課
賦課徴収に要する経費	656	国保年金課
イ 保健事業費の事業費		
保健衛生普及に要する経費	260	国保年金課

[ 市民部：国保年金課 ]

議案第53号	令和6年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
--------	----------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ282万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ11億2千182万1千円とするもの

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
繰入金	578,432	1,380	579,812
諸収入	1,001	1,441	2,442
歳入合計	1,119,000	2,821	1,121,821

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	4,671	107	4,778
諸支出金	1,001	2,714	3,715
歳出合計	1,119,000	2,821	1,121,821

(3) 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
後期高齢者医療徴収事務に要する経費	107	国保年金課
イ 諸支出金の事業費		
保険料還付に要する経費	2,714	国保年金課

[ 市民部：国保年金課 ]

議案第54号	令和6年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第2号)
--------	-----------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ4千287万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ38億2千353万6千円とするもの

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
繰入金	624,427	601	625,028
繰越金	1,000	42,272	43,272
歳入合計	3,780,663	42,873	3,823,536

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	93,057	601	93,658
諸支出金	11,165	42,272	53,437
歳出合計	3,780,663	42,873	3,823,536

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
一般管理に要する経費	296	介護長寿課
賦課徴収に要する経費	279	介護長寿課
介護認定審査会に要する経費	26	介護長寿課
イ 諸支出金の事業費		
国庫支出金等返還に要する経費	42,272	介護長寿課

[ 保健福祉部：介護長寿課 ]

議案第55号	令和6年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）
<p>1 要 旨</p> <p>今回の補正は、予算書第12条に債務負担行為限度額3億6080万円を設定するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) かすみがうら市上下水道料金等徴収業務委託について、令和7年度から令和11年度までの5年間の委託業者選定を行うため、契約期間の債務負担行為限度額を設定するもの。</p> <p>ア 債務負担行為限度額 360,800千円</p> <p>イ 債務負担行為設定期間 令和6年度から令和11年度（6年間）</p> <p style="text-align: right;">〔 上下水道部：上下水道課 〕</p>	

議案第56号	令和5年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
--------	-------------------------------

1 要 旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの

2 決算状況

（単位：円、％）

区 分		令和5年度	(参考)前年度	対 比
歳入総額 ①		19,880,151,288	20,745,223,296	△4.17
歳出総額 ②		19,072,089,180	19,907,128,571	△4.19
形式収支額③ (①－②)		808,062,108	838,094,725	△3.58
繰越財源	継続費 通次繰越額	0	50,087,000	皆減
	繰越明許費 繰越額	108,763,639	114,622,275	△5.11
	計 ④	108,763,639	164,709,275	△33.97
実質収支額 ⑤ (③－④)		699,298,469	673,385,450	3.85

※ 繰越明許費繰越 → 総務費 3事業 ( 59,549 千円)  
 衛生費 2事業 ( 2,774 千円)  
 労働費 1事業 ( 829 千円)  
 農林水産業費 2事業 ( 13,287 千円)  
 土木費 3事業 ( 27,533 千円)  
 教育費 3事業 ( 4,724 千円)  
 災害復旧費 1事業 ( 68 千円)

〔 市長公室：政策経営課 〕

議案第57号	令和5年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
--------	-------------------------------------

1 要 旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの

2 決算状況

（単位：円、％）

区 分		令和5年度	(参考)前年度	対 比
歳 入 総 額 ①		4,179,911,718	4,343,885,307	△3.77
歳 出 総 額 ②		4,171,826,763	4,311,348,714	△3.24
形式収支額③ (①－②)		8,084,955	32,536,593	△75.15
繰 越 財 源	継 続 費	0	0	—
	逡次繰越額			
	繰越明許費	0	0	—
	繰 越 額			
計 ④		0	0	—
実質収支額 ⑤ (③－④)		8,084,955	32,536,593	△75.15

〔 市長公室：政策経営課 〕

議案第58号	令和5年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
--------	--------------------------------------

1 要 旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの

2 決算状況

（単位：円、％）

区 分		令和5年度	(参考)前年度	対 比
歳入総額 ①		1,062,525,043	989,018,582	7.43
歳出総額 ②		1,032,219,893	977,769,155	5.57
形式収支額③ (①-②)		30,305,150	11,249,427	169.39
繰越 財源	継続費	0	0	—
	逡次繰越額			
	繰越明許費	0	0	—
	繰越額			
計 ④		0	0	—
実質収支額 ⑤ (③-④)		30,305,150	11,249,427	169.39

〔 市長公室：政策経営課 〕

議案第59号	令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
--------	-----------------------------------

1 要 旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの

2 決算状況

（単位：円、％）

区 分		令和5年度	(参考)前年度	対 比
歳 入 総 額 ①		3,851,354,589	3,662,795,720	5.15
歳 出 総 額 ②		3,794,937,889	3,582,584,573	5.93
形式収支額③ (①－②)		56,416,700	80,211,147	△29.66
繰 越 財 源	継 続 費	0	0	—
	逡次繰越額			
	繰越明許費	0	0	—
	繰 越 額			
計 ④		0	0	—
実質収支額 ⑤ (③－④)		56,416,700	80,211,147	△29.66

〔 市長公室：政策経営課 〕

議案第60号	令和5年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
--------	-----------------------------

1 要 旨

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度の水道事業会計決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの

2 内 容

(1) 収益的収支（税抜） (単位：円：%)

区 分	令和5年度	(参考) 前年度	対 比
収益的収入 ①	975,922,317	988,618,489	△1.28
収益的支出 ②	948,020,902	948,387,108	△0.03
差 引 ③ (①－②)	27,901,415	40,231,381	△30.64
当年度純利益又は純損失	27,901,415	40,231,381	△30.64
当年度未処分利益剰余金	1,082,283,124	1,054,381,709	2.64

(2) 資本的収支（税込） (単位：円：%)

区 分	令和5年度	(参考) 前年度	対 比
資本的収入 ①	290,245,000	358,100,000	△18.94
資本的支出 ②	752,581,884	673,399,185	11.75
差 引 ③ (①－②)	△462,336,884	△315,299,185	△46.63

資本的収入が資本的支出に対し不足する額 462,336,884 円は、消費税資本的収支調整額 25,607,753 円及び過年度並びに当年度損益勘定留保資金 436,729,131 円で補填した。

〔 上下水道部：上下水道課 〕

議案第61号	令和5年度かすみがうら市下水道事業会計決算の認定について
--------	------------------------------

1 要 旨

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度の下水道事業会計決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの

2 内 容

(1) 収益的収支（税抜） （単位：円、％）

区 分	令和5年度	(参考) 前年度	対 比
収益的収入 ①	1,300,720,090	1,298,122,502	0.20
収益的支出 ②	1,244,156,805	1,279,018,754	△2.73
差 引 ③ (①－②)	56,563,285	19,103,748	196.08
当年度純利益又は純損失	56,563,285	19,103,748	196.08
当年度未処分利益剰余金	427,731,664	371,168,379	15.24

(2) 資本的収支（税込） （単位：円、％）

区 分	令和5年度	(参考) 前年度	対 比
資本的収入 ①	681,932,010	647,927,680	5.25
資本的支出 ②	933,158,087	922,315,368	1.18
差 引 ③ (①－②)	△251,226,077	△274,387,688	8.44

資本的収入額が資本的支出に対し不足する額 251,226,077 円は、消費税資本的収支調整額 18,530,659 円及び過年度並びに当年度分損益勘定留保資金 232,695,418 円で補填した。

〔 上下水道部：上下水道課 〕

議案第62号	令和5年度土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
--------	---

1 要 旨

令和5年度土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合一般会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第5条第3項の規定に基づきまして、監査委員の意見を付けて議会の認定を求めるもの

2 内 容

（単位：円、％）

区 分		令和5年度	(参考)前年度	対 比
歳 入 総 額 ①		322,385,016	550,634,679	△41.5
歳 出 総 額 ②		256,940,810	367,677,959	△30.1
形式収支額③（①－②）		65,444,206	182,956,720	△64.2
繰 越 財 源	継 続 費	0	0	—
	逡次繰越額			
	繰越明許費	0	0	—
	繰 越 額			
計 ④		0	0	—
実質収支額⑤（③－④）		65,444,206	182,956,720	△64.2

令和6年3月31日、組合解散に伴い打切り決算とした。

〔 都市建設部：都市整備課 〕

議案第 6 3 号	茨城租税債権管理機構規約の変更について
<p>1 要 旨</p> <p>茨城租税債権管理機構規約（平成 1 3 年地指令第 4 号）の一部変更に当たり、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を求めるもの</p> <p>2 内 容</p> <p>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 3 号）の施行に伴い、森林環境税は令和 6 年度より、個人住民税均等割の賦課徴収と併せて一人年額 1, 0 0 0 円を市町村が賦課徴収することになったことから、茨城租税債権管理機構における取扱税目を変更する。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和 7 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">〔 総務部：納税課 〕</p>	